

契約書5-5約款削除について（建設工事）

※同じ番号の契約書をご使用ください。

この手引きで塗りつぶしている条項は、約款では見え消し線で削除済みです。

塗りつぶしていない条項については、受注工事の内容に合わせて約款の削除・加入をお願いします。

該当事項（条項）	記入内容及び修正内容	余白上部記入事項												
第10条第1項第2号	<p>1 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）未満の場合（入札参加条件に別途定めがある場合を除く）</p> <p>(A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p>	第10条第1項第2号（B） （C）削除												
	<p>2 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上で下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円）未満の場合又は下請の予定がない場合（入札参加条件に別途定めがある場合を除く）</p> <p>(A) [専任の] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p>	第10条第1項第2号（B） （C）削除												
	<p>3 契約金額が4,500万円（建築一式は9,000万円）以上で下請金額の合計が5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の場合、どちらかを選択（入札参加条件に別途定めがある場合を除く）</p> <p>(A) [] 主任技術者 (B) [専任の] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p> <p>(A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐（建設業法～以下同じ。）</p>	第10条第1項第2号 （A）（C）削除 第10条第1項第2号 （A）削除												
第38条第1項	<p>下の表を確認し、「工期中〇回」に記入して印刷すること</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>前払金求めない</th> <th>前払金求める</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額が500万円以上1000万円未満</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>請負金額が1000万円以上</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		前払金求めない	前払金求める	請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回	請負金額が1000万円以上	3回	2回				
	前払金求めない	前払金求める												
請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回												
請負金額が1000万円以上	3回	2回												
第40条第1項及び第2項	<p>発注担当課と協議しの上「〇〇年度」と「〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円」にそれぞれ記入して印刷すること</p>													
第42条第3項	<p>下の表を確認し、発注担当課と協議の上「〇〇年度」「〇回」にそれぞれ記入して印刷すること</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>前払金求めない</th> <th>前払金求める</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請負金額が200万円以上500万円未満</td> <td>1回</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>請負金額が500万円以上1000万円未満</td> <td>2回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>請負金額が1000万円以上</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>		前払金求めない	前払金求める	請負金額が200万円以上500万円未満	1回	-	請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回	請負金額が1000万円以上	3回	2回	
	前払金求めない	前払金求める												
請負金額が200万円以上500万円未満	1回	-												
請負金額が500万円以上1000万円未満	2回	1回												
請負金額が1000万円以上	3回	2回												
第57条第9項	全文削除	第57条第9項全文削除												

部分払と中間前金払は併用できません。ただし、使用しない条項を削除する必要はありません。